

# 議会改革検討委員会日程（第2回）

平成27年11月4日（水）  
午後2時 601会議室

## 1 検討課題の協議

- (1) 会期の見直し
- (2) 水道企業団議会、後期高齢者医療広域連合議会、競馬組合議会の各議会における審議状況等の常任委員会への報告
- (3) 常任委員会の所管局の見直し

## 2 その他

# 議会運営検討協議会第8回報告書（抜粋）

## 【会期の見直し】

### 1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 会期の日数を増加させることにより、災害時などの緊急時に速やかに会議を開催できること、地方自治法第179条に基づく市長の専決処分を少なくして、議会のチェック機能の強化を図ることができること、閉会中も常任委員会が積極的に活動しているなど、実質的に通年化している本市議会の実態に即した見直しとすることで、市民にわかりやすい議会となることなどから、会期の見直しを行うべきである。
- (2) また、会期の見直しにあたっては、地方自治法第102条の2に基づく通年の会期制とするのではなく、従来からの規定である地方自治法第102条に基づく見直しとするべきである。
- (3) なお、協議会では、会期の見直しの必要性は意見が一致したものの、具体的な会期の見直しに関しては、各委員から、現在検討が行われている決算審査の見直しの実施状況を勘案した上で具体的な会期の見直しの検討を進めるべきとの意見、地方自治法第102条に基づく通年議会とするべきとの意見、ただちに通年議会とするのではなく、3会期制、2会期制のあり方を検討するべきとの意見、会期を見直した場合のメリット、デメリットを検討するべきとの意見など、様々な意見があるため、具体的な会期の見直しについては、更なる検討が必要である。具体的な会期の見直しは、一致しなかったが、ここで報告書を取りまとめ、議運に報告することと決した。

平成27年2月9日現在

| 各 会 派 の 意 見                     |   |
|---------------------------------|---|
| 自<br>民<br>党                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団では様々な意見があり議論の時間が必要である。議会全体のあり方を変更する大変重要なテーマでもあるため、時間をかけて、拙速な議論は避けるべきであると考えている。</li> </ul>   |
| 公<br>明<br>党                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専決処分の解消等を考慮し、会期の見直しを行い、通年議会とするべきと考える。2会期制、3会期制も含めて、一定の議会改革の結論を出せるようにするべきである。</li> </ul>  |
| 民<br>主<br>党                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専決処分の解消、重大な事故、災害時の迅速な体制構築のため、通年議会とするべきであり、来期から導入が図れるように、今年度中に議論を深めて結論が出ればよいと考えるが、時間をかけて協議するべきとの意見も尊重していきたい。また、来期の早い段階で、一定の方向性が見出されればよいと考えている。</li> </ul> |
| 共<br>産<br>党                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会期の見直しに当たっては、必要性については一定の理解をしているが、具体的な見直しに当たって、報告書のとおり、メリット、デメリットを検討するべきと考え、また、現状の4会期制で大きな支障がないこともあり、改選後に改めて慎重な議論を行うこととしてもよいのではないかと考えている。</li> </ul>      |
| 新<br>し<br>い<br>川<br>崎<br>の<br>会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年議会、2会期制、3会期制の見直しの方法は様々あると思うので、柔軟に考えていきたい。今後については、時間をしっかりと作って議論をする必要があると考えており、議運で協議を行うことになれば、協議に参加していきたい。</li> </ul>                                    |

# 会期の見直しに関する政令指定都市の状況

平成 27 年 10 月現在

## 1 定例会の回数を年 4 回としている都市…… 16 市

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、  
浜松市、名古屋市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、  
熊本市、**川崎市**

## 2 定例会の回数を年 3 回としている都市…… 1 市

大阪市

## 3 定例会の回数を年 2 回としている都市…… 1 市

神戸市

## 4 定例会の回数を年 1 回としている都市…… 2 市

京都市、相模原市

※ いずれの都市も、地方自治法第 102 条に基づく定例会

---

※（参考）地方自治法（抜粋）

（定例会及び臨時会）

第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

（略）

（会期制度）

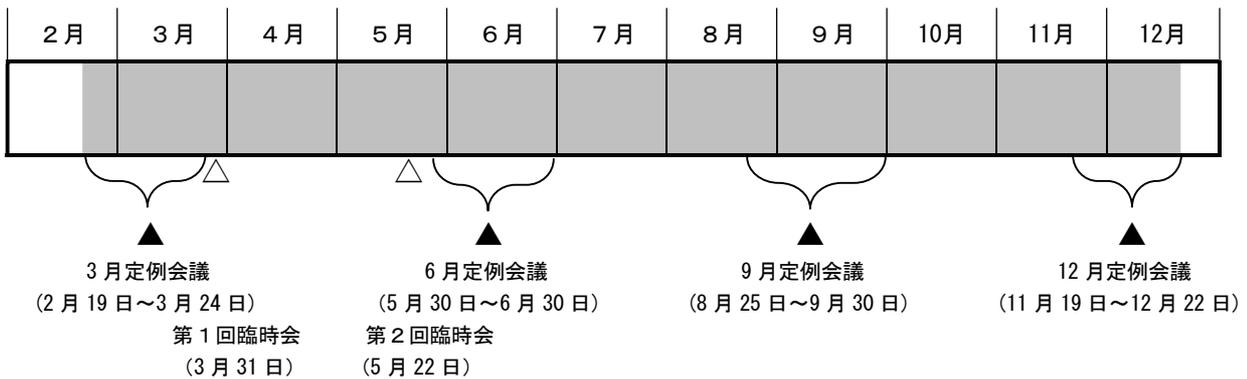
第 102 条の 2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

# 会期の見直しを行った議会における会期の設定状況

※平成26年（度）の状況

## ◎通年議会

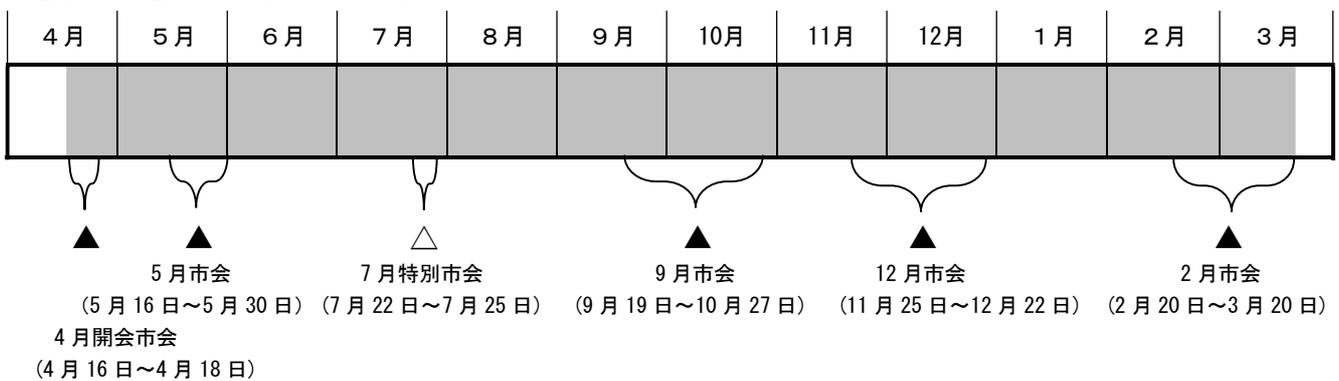
### 【相模原市】 通年（会期：2月19日～12月22日）



第1回臨時会：市税条例の一部改正ほか

第2回臨時会：和解、損害賠償額の決定、特別委員会の設置、監査委員の選任ほか

### 【京都市】 通年（会期：4月16日～3月20日）

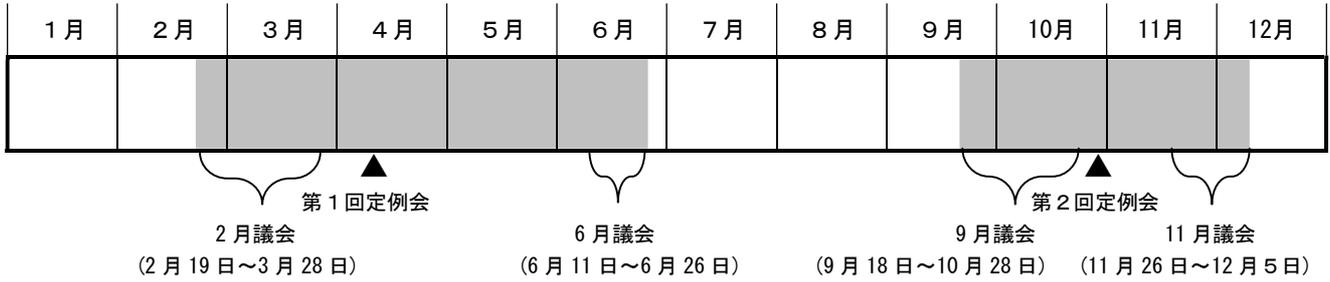


4月開会市会：会期の決定、損害賠償額の決定、市税条例の一部改正の専決処分の承認、訴訟上の和解ほか

7月特別市会：工事請負契約の締結、損害賠償額の決定、訴訟上の和解ほか

◎ 2 会期制

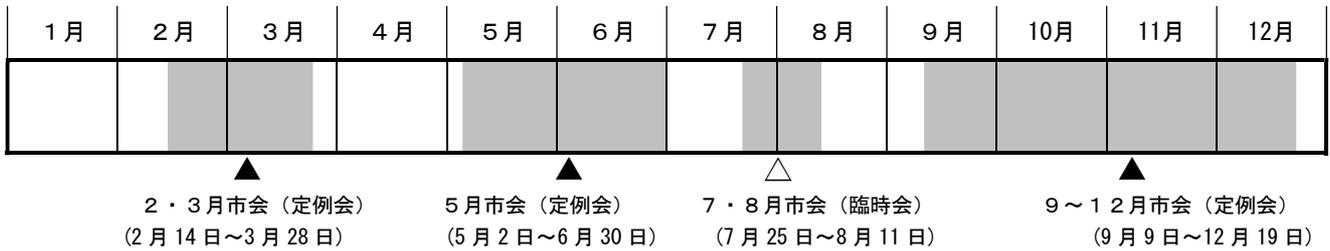
【神戸市】 2 会期（会期：2 月 1 9 日～6 月 2 6 日、9 月 1 8 日～1 2 月 5 日）



◎ 3 会期制

【大阪市】 3 会期

（会期：2 月 1 4 日～3 月 2 8 日、5 月 2 日～6 月 3 0 日、9 月 9 日～1 2 月 1 9 日）



7・8 月市会（臨時会）：訴訟の提起、大阪市の会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦  
 手続に関する条例案ほか

## 神奈川県内広域水道企業団議会について

### 1 概要

神奈川県内広域水道企業団は、①水道用水の広域的有効利用を図る②重複投資を避ける③効率的な施設の配置及び管理を図る④国の補助金の導入を図ることを目的として、構成団体（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市）が昭和44年に共同で設立した特別地方公共団体。

水道企業団議会は、神奈川県（3人）、横浜市（4人）、川崎市（3人）及び横須賀市（1人）の議会から選挙された議員11人（定数）で構成されている。

企業団議会は定例会として年2回開催しており、必要に応じて随時、臨時会を開催している。

### 2 開催実績（昨年度）

定例会2回（本会議4日）、臨時会1回（本会議1日）

常任委員会5回、県内調査1回、県外調査1回

議会運営委員会7回、議運予定者会1回

平成26年度

#### 【平成26年】

6月26日（木） 議運予定者会

7月臨時会

[7月10日（木） 議会運営委員会・本会議・広域水道常任委員会]

8月 5日（火） 県内調査（宮ヶ瀬ダムほか）

10月15日（水） 議会運営委員会

11月4日（火）～6日（木） 県外調査（福岡市ほか）

11月定例会

[ 11月11日（火） 議会運営委員会・本会議・広域水道常任委員会  
11月25日（火） 広域水道常任委員会・議会運営委員会・本会議 ]

#### 【平成27年】

1月19日（月） 議会運営委員会

1月定例会

[ 1月26日（月） 議会運営委員会・本会議・広域水道常任委員会  
2月 5日（木） 広域水道常任委員会・議会運営委員会・本会議 ]

# 神奈川県内広域水道企業団規約(抜粋)

## 第 1 章 総 則

(企業団の名称)

第 1 条 この企業団は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第 2 条 企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「構成団体」という。）をもつて組織する。

## 第 2 章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は11人とし、構成団体の議会においてそれぞれ当該議会の議員のうちから選挙された者をもつて充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、それぞれ次のとおりとする。

|            |           |
|------------|-----------|
| 神奈川県       | 3人        |
| 横浜市        | 4人        |
| <b>川崎市</b> | <b>3人</b> |
| 横須賀市       | 1人        |

(企業団議員の任期)

第 6 条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

## 神奈川県川崎競馬組合議会について

### 1 概要

神奈川県川崎競馬組合は、昭和25年1月、地方財政の健全化並びに産業発展を目的として、地方公共団体が実施できる公営競技のうち、競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）に基づく競馬を実施するため設置された神奈川県公営事務所を母体とし、その後、景気動向を反映して売り上げが伸び悩む中、経営の健全化を目標に平成12年4月、神奈川県と川崎市を構成団体として、一部事務組合として設立。

競馬組合議会は定数6人で、神奈川県（4人）、川崎市（2人）の議会から選挙された議員6人（定数）で構成されている。

### 2 開催実績（昨年度）

定例会2回（本会議2日）、臨時会1回（本会議1日）

平成26年度

平成26年 7月28日（月） 

|            |
|------------|
| 平成26年7月臨時会 |
|------------|

平成27年 1月 8日（木） 

|            |
|------------|
| 平成27年1月定例会 |
|------------|

2月21日（土） 

|            |
|------------|
| 平成27年2月定例会 |
|------------|

## 神奈川県川崎競馬組合規約（抜粋）

（名称）

第1条 この組合は、神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、神奈川県及び川崎市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6人とし、構成団体ごとの定数は、次のとおりとする。

神奈川県 4人

**川崎市 2人**

2 組合議員は、構成団体の議会において、その議員のうちから選挙する。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、当該組合議員を選挙した議会の議員の任期による。

## 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会について

### 1 概要

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、従来の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変更されたことに伴い、平成20年4月1日から、市町村の区域はそのままに、神奈川県内の市町村が協力・連携して、後期高齢者医療事務を、広域にわたり柔軟かつ効率的に処理していくために設立された特別地方公共団体であり、全国の中でも大きい規模のメリットなどを活かし、安定的に制度を運営していくことを目的としている。なお、神奈川県においては、県内すべての市町村が加入している。

後期高齢者医療広域連合議会は、県内の市町村議会議員から選ばれた議員で構成され、広域連合の予算や条例などの審議・決定を行う機関。

議員の定数については、広域連合規約で20人と定められているが、県内を8つのブロックに分け、そのブロックごとに定められた数の議員を選ぶことになっている。

| 区分       | 市町村  | 定数        |
|----------|--|-----------|
| 1        | 横浜市  | 7人        |
| <b>2</b> | <b>川崎市</b>   | <b>3人</b> |
| 3        | 横須賀市   | 1人        |
| 4        | 相模原市   | 1人        |
| 5        | 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市                                     | 2人        |
| 6        | 平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市                                   | 2人        |
| 7        | 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市                                     | 2人        |
| 8        | 葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村 | 2人        |

### 2 開催実績（昨年度）

定例会2回（本会議2日）

議会運営委員会2回

平成26年度

平成26年8月21日（木）議会運営委員会・平成26年第2回定例会

平成27年3月24日（火）議会運営委員会・平成27年第1回定例会

## 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、神奈川県内の区域内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。

2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

別表第2（第8条）

| 区 分      | 市 町 村  | 人 数       |
|----------|--|-----------|
| 1        | 横浜市  | 7人        |
| <b>2</b> | <b>川崎市</b>   | <b>3人</b> |
| 3        | 横須賀市   | 1人        |
| 4        | 相模原市   | 1人        |
| 5        | 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市   | 2人        |
| 6        | 平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市   | 2人        |
| 7        | 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市   | 2人        |
| 8        | 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町<br>大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町<br>真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村 | 2人        |

## 川崎市議会委員会条例（抜粋）

（常任委員会の設置）

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 13人

ア 総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管に関する事。

イ 他の常任委員会の所管に属しない事。

(2) 市民委員会 12人

市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管に関する事。

(3) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関する事。

(4) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関する事。

(5) 環境委員会 11人

環境局、上下水道局及び交通局の所管に関する事。

（常任委員の任期）

第 3 条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議会運営委員会の設置）

第 4 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 常任委員会への議案、請願・陳情付託状況、開催回数（前期）

### 1 常任委員会開催数(前期)

|       | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 計       |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 総務    | 31(1) | 34(4) | 32(2) | 40(3) | 137(10) |
| 市民    | 29(4) | 41(8) | 36(5) | 30(3) | 136(20) |
| 健康福祉  | 28(3) | 32(4) | 35(4) | 29(3) | 124(14) |
| まちづくり | 31(5) | 40(7) | 38(6) | 34(4) | 143(22) |
| 環境    | 26(6) | 30(2) | 30(7) | 23(3) | 109(18) |

※( )内は現地視察の回数

### 2 常任委員会付託案件数(前期)

|                 | 議案                 | 請願 | 陳情 | 計                  |
|-----------------|--------------------|----|----|--------------------|
| <b>総務委員会</b>    | 122                | 26 | 43 | 191                |
| 総務局             | 29                 | 4  | 9  | 42                 |
| 総合企画局           | 5                  | 3  | 2  | 10                 |
| 財政局             | 46                 | 5  | 1  | 52                 |
| 教育委員会           | 42                 | 14 | 24 | 80                 |
| 会計室             | 0                  | 0  | 0  | 0                  |
| 選挙管理委員会         | 0                  | 0  | 0  | 0                  |
| 監査事務局           | 0                  | 0  | 0  | 0                  |
| 人事委員会事務局        | 0                  | 0  | 0  | 0                  |
| オンブズマン事務局       | 0                  | 0  | 0  | 0                  |
| 議会局             | 0                  | 0  | 7  | 7                  |
| <b>市民委員会</b>    | 145                | 11 | 43 | 199                |
| 市民・こども局         | 59                 | 3  | 17 | 79                 |
| こども本部           | 43                 | 6  | 15 | 64                 |
| 経済労働局           | 24                 | 2  | 8  | 34                 |
| 港湾局             | 19                 | 0  | 3  | 22                 |
| <b>健康福祉委員会</b>  | 145                | 20 | 37 | 202                |
| 健康福祉局           | 117                | 20 | 36 | 173                |
| 病院局             | 8                  | 0  | 0  | 8                  |
| 消防局             | 20                 | 0  | 1  | 21                 |
| <b>まちづくり委員会</b> | 123 <del>212</del> | 33 | 52 | 208 <del>297</del> |
| まちづくり局          | 62 <del>151</del>  | 21 | 39 | 122 <del>211</del> |
| 建設緑政局           | 61                 | 12 | 13 | 86                 |
| <b>環境委員会</b>    | 62                 | 7  | 9  | 78                 |
| 環境局             | 14                 | 5  | 7  | 26                 |
| 上下水道局           | 45                 | 1  | 1  | 47                 |
| 交通局             | 3                  | 1  | 1  | 5                  |

※参考：まちづくり局の議案件数は、平成23年6月議会から平成24年6月議会までに提案された「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案の件数を除いたもの（「市営住宅等の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解」に関する議案は、平成24年9月議会から180条専決処分の対象になった。）